

令和6年5月28日

公 告

陸上自衛隊
八尾駐屯地業務隊長

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、令和7年度から売店等設置及び経営を行う業者を募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 募集要領及び仕様書を遵守できること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- (1) 売店（コンビニエンスストア） 1店舗
※ クリーニング取次業務を含む。
- (2) 食堂（飲酒提供） 1店舗

4 設置場所

陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター内

5 公告期間

令和6年6月3日（月）～同年6月27日（木）

6 募集要領及び仕様書の入手要領

以下のいずれかの方法による。

- (1) 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページからダウンロード
掲載期間
令和6年6月3日（月）～同年6月27日（木）
- (2) 陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班（厚生センター内）にて直接入手
ア 期 間
令和6年6月3日（月）～同年6月27日（木）（ただし、土日・祝祭日を除く。）
イ 時 間
午前9時～午後4時

7 説明会

- (1) 日 時

ア 売店（コンビニエンスストア）

令和6年6月28日（金）午前11時～午前12時

イ 食堂（飲酒提供）

令和6年6月28日（金）午前10時～午前11時

(2) 場 所

陸上自衛隊八尾駐屯地 厚生センター1階多目的ホール

(3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加を希望される業者の方は、令和6年6月27日（木）午後3時（ただし、土日・祝祭日は除く。）までに会社名、参加者氏名及び連絡先を次項第2号「問い合わせ先」まで御連絡下さい。（電話連絡可）

ウ 当日は、募集要領、仕様書、印鑑（認印可）を持参して下さい。

7 その他

(1) 細部の内容は募集要領及び仕様書をご確認下さい。

(2) 隊員からのアンケート要望により、売店においてATM設置を希望します。

(3) 問い合わせ先

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班（担当：^{ぬた}奴田）

〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地

電 話 072-949-5131（内線326）

FAX 072-949-5313（内線328）

「陸上自衛隊八尾駐屯地における売店等の設置及び経営」

募 集 要 領

八尾駐屯地業務隊

募集要領

1 概 要

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、職員の利便性を確保するため、売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
大阪府八尾市空港1丁目81番地
- (2) 名 称
陸上自衛隊八尾駐屯地

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種及び店舗数

分 類	業 種	場 所
売店等 (各1店舗)	売店 (コンビニエンスストア)	厚生センター1階北側
	食堂（飲酒提供）	厚生センター1階南側

(3) 設置期間

- ア 令和7年4月1日から令和12年3月31日
ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。
- イ 売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(4) 使用料

- ア 別添仕様書のとおり。
- イ 光熱水料は、別途徴収する。

(5) その他

別添仕様書のとおり。

5 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部

別紙第1

(イ) 企画提案書1部

別紙第2

a から l の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（販売商品のカタログ等添付）

別紙第3

b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む）

c 清算方法（レジ（現金）、電子マネー、QRコード決済）

d その他営業に関するアピールポイント（Wi-Fi環境、ATM、飲食スペース、地元土産品、自衛隊用品等の販売等）

e 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

f 衛生管理方法

g 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策法

h 自衛隊から要望があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応

i 過去3年間の法令遵守状況

j 災害発生時における対応方針

（臨時営業、営業時間の延長等）

k その他アピールポイント

（社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰等）

l 主要な販売予定商品（売店：弁当等、食堂：料理等）と同等の商品の写真（デジタル写真可：販売価格を記入）8枚以内

別紙第4

(ウ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書

別紙第5

- b 戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）
- c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事の発行した営業許可書の写し
- h 誓約書
別紙第6
- i 役員名簿
別紙第7

注：防衛省競争参加資格（全省統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることが出来る。

イ 提出先

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班
〒581-0043 大阪府八尾市空港1丁目81番地
電話072（949）5131 内線326

ウ 提出期限

令和6年8月8日（木）午後5時必着

(2) 応募者の失格

アからオのいずれかに該当する行為があった場合失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程については、書類選考に基づき選抜された業者に別途通知することとする。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

7 業者説明会及び決定通知日時

(1) 業者説明会

陸上自衛隊八尾駐屯地厚生センター内

ア 売店（コンビニエンスストア）

令和6年6月28日（金）午前11時～午後12時

イ 食堂（飲酒提供）

令和6年6月28日（金）午前10時～午後11時

- (2) 決定通知
令和6年9月27日（金）陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科より直接連絡

8 業者決定後の提出書類

売店等の設置及び経営の業者として決定された者は、以下の通り、現地調整した後、必要書類を提出すること。

- (1) 現地調整完了時期
令和6年10月18日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類
 - ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）
 - イ 設置するショーケース等の機種等
別紙第8
- (3) 提出先
陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊厚生科厚生班
- (4) 提出期限
令和6年10月25日（金）午後4時まで
- (5) 提出手段
手交による（郵送不可）。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

大阪府八尾市空港1丁目81番地に所在する陸上自衛隊八尾駐屯地において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う業種)

分類	業種	場所

(記入例)

分類	業種	場所
売店	コンビニエンスストア	厚生センター（北側）

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書

会社名：

a 主な販売予定商品・販売価格表（販売商品のカタログ等添付）（別紙第3）
b 営業日及び営業時間（その他、臨時営業等の可否も含む）
c 清算方法（レジ（現金）、電子マネー、QRコード決済等）
d その他営業に関するアピールポイント （Wi-Fi環境、ATM、飲食スペース、煙草、酒類、地元土産品、自衛隊用品等の販売等）

e 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

f 衛生管理方法

g 省エネルギー・環境（ゴミ・廃棄物の処理）対策法

h 自衛隊から要望があった場合及びクレーム・事故・トラブルが発生した場合の対応

i 過去3年間の法令遵守状況

j 災害発生時における対応方針
(臨時営業、営業時間の延長等)

k その他アピールポイント
(社会貢献、自衛隊に対する協力、表彰等)

販売商品と同等の商品の写真（売店に応募する者のみ：8枚以内）

<p>商品名 _____ 価格 _____ 円</p> <p>カロリー _____ k a l</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____ 円</p> <p>カロリー _____ k a l</p>
<p>商品名 _____ 価格 _____ 円</p> <p>カロリー _____ k a l</p>	<p>商品名 _____ 価格 _____ 円</p> <p>カロリー _____ k a l</p>

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊八尾駐屯地における売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第6により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。
 - ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日 住所又は所在地
氏名又は名称

印

設置するショーケース等の機種等

種 類	機種・型番	サイズ（横幅×奥行）	備 考

※ 仕様が記載されたカタログ等を添付すること（コピー可）。

（記入例）

種 類	機種・型番	サイズ（横幅×奥行）	備 考
保冷機			
ショーケース			

「陸上自衛隊八尾駐屯地における売店等の設置及び経営」

仕 様 書

八尾駐屯地業務隊

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊八尾駐屯地における売店等の設置及び経営
- 2 業務内容
売店等の設置及び経営（細部は仕様書（その2）1～2のとおり。）
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊八尾駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおりとする。
15円/m²（消費税込み）
※光熱水料は、別途徴収する。
なお、国有財産使用料は、近畿中部防衛局長が指定する期日までに全額を前納すること。

7 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（八尾駐屯地業務隊厚生科長及び厚生班長等）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- (3) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を下記のとおり負担しなければならない。
 - ア 消耗品の交換（管球類、パッキン類等）
 - イ 定期整備（換気扇及びダクト給排気口の防虫網・油受け等、維持保存に必要な整備）
 - ウ 上記2項を怠った場合及びそれに類すると認められる場合に生じた修繕については、丙の負担により実施する。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、毎日、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、産業廃棄物の廃棄処分を適切に行い、環境の保全に努めること。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに甲等に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他甲等の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）1～3のとおり。

17 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は、別途指示する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。

- (3) 貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

18 その他の条件

災害等発生時における自衛隊の行動に際して、営業時間及び物品販売品目の変更等について、柔軟に協議に対応できること。

仕様書（その2） 1

- 1 募集業種
売店（コンビニエンスストア）
- 2 設置場所
厚生センター（北側）
- 3 国有財産使用許可面積
売店：101.79㎡、クリーニング取次：16.31㎡
- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
毎日（年末年始等除く）とし、実際の営業日は別途協議可
駐屯地各種行事での営業（実施日別途連絡）
 - (2) 営業時間
平日は午前9時から午後7時まで、は必ず営業するものとする。土日
祝日は午後12時から午後2時まで（基準）とし、それ以外は任意又は
別途協議とする。
- 5 販売品目
日用生活品、食品、煙草、飲料（酒類を除くとするも、別示に販売を依
頼する可能性があるため酒類販売業免許が必要。）等一般的なコンビニエ
ンスストア取扱い商品（切手、葉書、収入印紙を除く。）及び演習関連グ
ッズとし、食品については営業する当日に調理した弁当の提供ができるこ
と。
併せて、ATMの設置及びクリーニング取次
- 6 貸付物品
現地調整時に確認
- 7 既存店舗保有備品（原則撤去予定）
現地調整時に確認

仕様書（その2） 2

- 1 募集業種
食堂(飲酒提供)
- 2 設置場所
厚生センター 1 階南東側
- 3 国有財産使用許可面積
183.69 m²
※倉庫等共有スペースについては、別途協議する。
- 4 営業日、営業時間
 - (1) 営業日
平日（春季、夏季及び年末年始休暇時除く。）別途協議可、及び駐屯地各種行事での営業（実施日別途連絡）
 - (2) 営業時間
午後6時から午後10時まで（基準）、別途協議可
- 5 販売品目
食事、飲酒の提供
- 6 その他の営業条件
国の行事、緊急時等は国が使用する。
- 7 既存食堂保有備品（原則撤去予定）
現場説明時に確認